

@2024年11月27日

岡山市長 大森 雅夫 様
岡山市教育長 三宅 泰司 様

日本共産党岡山市議団
団長 林 潤

2025（令和7）年度 岡山市予算編成要求書
—大型事業より暮らし最優先の岡山市政を—

1 暮らし優先のお金の使い方への転換をめざして

- (1) 市として事業を改めて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行って、暮らしを支える財源をつくり出すこと。
- ①公費でのアリーナ整備は行わないこと。
 - ②路面電車の岡山駅前広場乗入は中止すること。
 - ③吉備線LR T化の協議から撤退すること。

2 物価・エネルギー価格等の高騰から市民生活を守るために

- (1) 物価高騰の影響が特に強い世帯等に対する支援策を恒久的に行うこと。
- ①低所得の課税世帯に対する直接的な支援を行うこと。
 - ②物価高騰による実質的な所得減に対応した税・料の負担率を引き下げること。
 - ③税・料の滞納世帯への対応については、状況を丁寧に聞き取り、生活していけなくなるような滞納処分は行わないようにすること。
 - ④ひとり親世帯や生活困窮世帯への経済的支援を拡充すること。
 - ⑤学生を含む様々な階層・属性の市民に対して、ウェブを含む様々な手法を活用してアンケートを行い、状況を把握すること。
 - ⑥保護者の援助を受けられない市内在住の学生等について、家賃、通学費用、食料の支援などを行うこと。
- (2) 中小企業・個人事業主等に対して多面的・継続的に支援を強化すること。
- ①市内中小企業の賃上げにつながる直接支援を市として行うこと。
 - ②事業者向けに、家賃などの固定費や消毒・衛生資材の費用補助を制度化すること。
 - ③事業者の借入金の返済への支援を拡充すること。
 - ④コロナ時のいわゆる「ゼロゼロ融資」を受けている事業者について、既往債務がある場合でも新規や追加の融資について柔軟に対応するよう金融機関に働きかけること。
 - ⑤支援策の実施に当たっては、対象を広くとらえ、手続きもできる限り簡便なものとする。
 - ⑥施策立案にあたっては、商工団体等に留まらず、中小零細事業者も含め幅広く意見を聴くようにすること。
- (3) 農林水産業者に対する支援を強化すること。
- ①農業、畜産・酪農、水産業等について、肥料、飼料、資材等の状況を丁寧に把握し、必要な支援を行うこと。
 - ②支援事業について、実情に応じて要件の緩和や手続きの簡素化なども進め、継続的に支援すること。

- (4) 補助や助成事業等の補助単価を、物価高騰に見合うよう増額すること。
- ①防犯カメラ・LED防犯灯・集会所整備等町内会への補助
 - ②補装具、福祉タクシー券、リフォーム助成等障害者福祉関連
 - ③スマートエネルギー導入、上下水道接続、合併浄化槽導入等
 - ④ゴミステーション設置など
- (5) 市が雇用する職員について、特に非正規雇用について物価高騰分を上回る賃上げを行うこと。
- (6) 消費税率5%への引き下げを国に求めること。
- (7) インボイスについて、市内企業への影響を示すこと。そのうえでインボイス中止を国に求めること。

3 災害から市民生活を守るために

「まず自助・共助で、それで足りないところを公助で補う」発想はやめ、「公が第一に責任を持つべき」の立場に立って、市の計画を制・改定すること。「自助・共助」は、発災時に自分たちの命を守るための意識や構えの問題である。

- (1) 配慮を必要とする人が避難できるよう市として責任を持ち、直ちに対策を行うこと。
- ①避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の見通しを立てること。
 - ②福祉事業者への委託は、地域での作成が困難なところから進めること。
 - ③昼と夜では当事者も周囲の状況も異なる。昼夜それぞれに適する計画を策定できるようにすること。
 - ④福祉避難所について
 - a) ケアマネージャー等介護関係者をはじめとする支援者・支援機関等と連携して、実際に要配慮者が最初から避難できる計画を策定すること。
 - b) 該当施設の福祉避難所としての感染対策、資材の支援を市として行うこと。
 - c) 発災時には開設状況を危機管理室として把握すること。
- (2) 自主防災組織に市として責任を
- ①自主防災組織は、小規模な町内会を連合町内会任せにせず、市として確立まで責任を持つこと。
 - ②マンション単位での自主防災組織が必要との視点に立って、市として方針を確立すること。

③自主防災組織の避難訓練は19%である現状に鑑み、実質的、継続的な活動ができるよう伴走型の支援を行うこと。

(3) 避難所について

①避難所のうち学校の垂直避難について、校舎への入り口を破壊してでも避難できることを、地域の関係者に平時から周知徹底すること。

②車中避難者への対応を強化すること。避難所開設を知らせるエリアメール等にも車中泊の可否を分かるようにすること。

③避難所運営を行う可能性のある地域関係者等に、「女性の視点を活かした防災ハンドブック」を配布し、これに基づく研修を行い、意識の向上を不断に図ること。地域での避難所設置運営訓練等に多様性やジェンダーの視点を盛り込むこと。

(4) ハザードマップの改善・充実を

①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。

②浸水区域を想定するにあたっては、内水は市内全域でシミュレーションして出すこと。洪水は最大想定雨量を用いること。

③マップの更新にあたっては、無くなった学区や施設の名前に注意し、できる限り最新情報に基づいて作成すること。

④ウェブハザードマップは、随時更新すること。多言語表記の案内は、それぞれの言語で行うよう速やかに直すこと。

(5) 被災地で有用性が示されているトイレカー、キッチンカー、ランドリーカーなどについて、市として保有すること。

(6) 集中備蓄倉庫について、地域や災害の特性に応じて各区に複数箇所設けること。

(7) 2018年西日本豪雨災害に関して、行政の対応や、職員の対応や地域の各種団体・個人の動きも含め、総括をまとめて示すこと。

4 福祉施策・制度の前進を

(1) 子ども医療費について

①18歳まで完全無料化すること。

②県に助成や県制度の創設を強く求めること。

③拡充対象外となっている療養手帳所持者等も無料対象に含めること。また、難病患者等の指定外の疾病についての受診についても、無料化すること。

(2) 国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。

- ①一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。
- ②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに、以下の負担軽減策を、他自治体の実施例を参考に一般会計からの繰り入れや後からの補填など様々な手法を使って、実施すること。
 - a) 所得制限なしで18歳までの均等割負担をゼロにすること。
 - b) 自営業者やフリーランスも対象に含めた傷病手当金を制度化すること。
 - c) 市独自の減免制度を拡充すること。就学援助相当の収入であれば、就学前児や高校生のいる世帯も対象に含めること。
 - d) 市の「4割減免」の収入基準を引き上げること。対象となる可能性のある市民には積極的に周知すること。
- ③一部負担金減免の条件を拡充すること。また、条件が所得であることの周知を徹底すること。
- ④保険料の賦課限度額を大幅に引き上げ、負担の累進性強化により必要財源を確保するよう国に求めること。

(3) 後期高齢者医療保険料を値上げしないこと。

(4) 加齢に伴う補聴器の購入費用補助について、助成額を引き上げること。市として、使用実態や希望、フレイルや認知症との関連性などを調査すること。聞こえに不安を抱いている市民に対するQOL向上のために、啓発の推進、学びの場や相談窓口の設置などを進めること。

(5) 市として、介護保険の負担軽減を図るため以下を実現すること。

- ①介護保険料を引き下げること。
- ②保険料について、国保並みの市独自の減免制度を創設・拡充すること。
- ③保険料については、賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。
- ④2024年度の訪問介護報酬引き下げについて、市内事業所の実態を調査すること。報酬改善を国に意見すること。
- ⑤利用料について、前年度収入により負担限度額認定が適用されない住民税課税層への特例減額措置を拡充すること。
- ⑥介護人材の確保と処遇改善のために、保育士のように市として賃上げ支援を行うこと。
- ⑦ペナルティ回避のため、認知症等で意図せず滞納した保険料を納付できるようにして利用制限を回避し、必要な介護サービスを受けられるようにするために、保険料納付の時効を無くすよう国に制度改善を求めること。
- ⑧年金や生活保護でも入れる特養やグループホーム、リハビリ対応デイサービス等の施設を増やすこと。

- ⑨社会福祉法人減免を行っている法人に対し、持ち出し分を市として支援すること。国に制度改善を求めること。
- ⑩訪問看護、訪問介護の仕組みの充実が必要と考える。ヘルパー移動時の費用補償などさまざまな課題があることについて、市として把握し、対応方針と計画を持つこと。
- ⑪国で議論されている介護保険制度見直しに対して、利用控えや重度化を招く改定は行わないよう、市として意見を言うこと。

(6) 生活保護について

- ①受給者の人権を大切にし、寄り添った対応を心がけるとともに、市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。
- ②保護費を引き上げるよう国に求めること。
- ③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。酷暑で命を落とす事例が市内で発生している。
 - a) 近年の酷暑を踏まえ、他自治体の事例に倣って、エアコン設置費用を補助すること。
 - b) エアコンなど主要家電が壊れた時の買い替えについて、支給または補助すること。
 - c) 灯油代や電気代など冷暖房費用を補助すること。
 - d) 生活保護申請の壁を低くするために「生活保護は権利です」の啓発に力を入れること。また、ケースワーカーに徹底しきること。
- ④扶養照会は、原則不要とすること。
- ⑤生活保護のケースワーカーについて
 - a) 担当ケース数が1人80人以下になるよう、速やかに拡充すること。
 - b) ケースワーカーや窓口職員の質の向上について、高い人権意識をもち、制度を熟知し、専門能力を生かした対応ができる職員を福祉事務所単位で育成すること。
 - c) 特に持病のある方や単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、訪問して会う回数を増やす、IT技術の活用による近親者への通報設備の導入などの取組を進め、孤独死防止に努めること。

(7) 障害児・者の支援拡充を

- ①相談支援事業所と計画相談支援員を増やすこと。
- ②18歳以上の強度行動障害等に関する相談が増加している。市として実態を把握すること。グループホームを増やすなど、いわゆる「親なき後」問題等についても支援できる体制を早急に構築すること。
- ③心身障害者医療費助成について入院1年の限度を撤廃すること。
- ④県に、精神医療費助成制度を統一して拡充するよう求めること。
- ⑤A型事業所について

- a) 市内事業所の経営状況、職員体制、就労状況などの実態把握を行い、公表すること。
 - b) 市として、A型事業所と発注事業者とのマッチングを支援すること。
- ⑥放課後等デイサービスについて
- a) 市として現状を把握すること。合わせて、利用者にわかりやすく周知すること。
 - b) 施設や従事者の発達支援に関する専門性を高めるよう取り組むこと。
 - c) 希望日数を利用できるようにすること。
- ⑦市有施設のトイレを整備・改修する際には、全てオストメイト対応にすること。
- ⑧補装具・日常生活用具について、支援対象用具を実情に応じて拡大すること。特にオストメイト関連を増やすこと。
- ⑨市発達障害者支援センター「ひかりんく」について
- a) 平日の日中に相談に来れない人のために、土日でも対応すること。
 - b) 相談件数の増加に対応できる体制を構築すること。
 - c) センターの医師の体制を拡充すること。
- ⑩障害福祉サービスにおいて、無収入や低所得でも1割負担としていることを改めるよう国に意見すること。
- ⑪希望者への就労支援を強化し、マンツーマン対応やアフターフォローを充実させるなど、希望者への就労支援を強化すること。当事者が働く喜びを得ることができるところを重視した定着促進を図ること。
- (8) 引きこもり支援の抜本強化を
- ①市ひきこもり地域支援センターの体制をさらに拡充すること。
 - ②発達障害やグレーゾーンの方、病識を持っていない方などもあることを前提に、職員の専門性を高めること。
 - ③他市事例等も参考に、アウトリーチで当事者を見つけ出すことを含め、全市の実態把握を行うこと。
 - ④自立支援までサポートする方針と計画を持つこと。担当制・マンツーマンで関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。自立支援の必要な若者への支援を進めること。
 - ⑤支援に際しては、社会経験を段階的に積めるようにすることや、居場所の提供などを行えるようにめざすこと。
- (9) 無料低額診療の拡充と周知を
- ①院外調剤薬局の薬代を助成すること。国にも制度化を強く求めること。
 - ②必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。
- (10) がん対策推進条例について、意義を再認識し、施策を拡充すること。
- ①市独自の計画を策定すること。

- ②がん検診率が上がってない実態を真摯に受け止め、以下の対策を講じること。
 - a) 有料化したメニューを無料に戻すことや、負担軽減をはかること。乳がん・子宮がん・胃がんの検診への助成を毎年に戻すこと。
 - b) 期間を通年にすること。
- ③がん患者が、状態に応じて、介護認定や障害年金の申請ができることを周知すること。
- ④企業に対して、治療と就労の両立を支援するよう、啓発を強化すること。
- ⑤アピアランスケアや弾性ストッキング等の用具など、闘病生活に伴う経済的負担の軽減策を講じること。

(11) 市として市内医療機関や市民の実態をつかみ、マイナンバーカードを普及させるための健康保険証廃止に反対し、国に意見を言うこと。

(12) 社会福祉協議会、寄り添いサポートの充実を

- ①寄り添いサポートセンターについて、体制拡充を引き続き進めること。あわせて、「寄り添ってくれていない」という市民の声があることを踏まえ、より市民の状況と心情に即した対応をするようにすること。
- ②コロナ特例貸付の返済について、返済額の減額や免除対象の拡大を市として行うこと。相談支援事業は、特例貸付返済に特化するのではなく、世帯の家計全般に対して丁寧な支援を行うこと。
- ③市として、社協の制度を含め、額の引き上げ、使途対象の拡大、連帯保証人の廃止など、借りやすくする、緊急時に対応できるようにするなど、貸付制度を充実させること。(収入が生活保護基準を上回り、通常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、社協の貸付は、コロナ以前の実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。)

(13) ホームレス支援で、一時的な宿泊場所の確保等といった緊急対応ができるようにすること。

(14) 新型コロナウイルス感染症に関して

- ①後遺障害とワクチン接種後の長期副反応（後遺症）について、市民の不安に寄り添った対応を行うこと。
- ②後遺症等について、市として医療機関等とも連携し実態把握すること。市民対応と実態把握の両面から、市としても相談窓口を設けること。
- ③後遺症等について、どういった事例があるのか、どこに相談すればよいかなどをわかりやすく広報すること。
- ④高齢者・障害者・医療・福祉施設等について、通所の介護や看護サービス事業所

も含め、従事者の定期検査用の抗原定性検査キットを配布すること。早急に備蓄確保し、流行期に不足することのないようにすること。

5 水道事業の持続可能な発展のために

(1) 水道事業について

- ①水道管路や施設の更新・耐震化を抜本的に加速すること。そのために、一般会計から費用を支出すること。国に対しても、公営企業法の改正を含め公費で支えられる仕組みづくりをすること及び財政支援を求めること。
- ②これ以上の料金値上げを行わないこと。
- ③低所得世帯や医療機関・福祉施設等に対して、減免や補助の制度を導入すること。
- ④水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。

(2) 苫田ダムと県広域水道企業団について

- ①固定的に毎年23億円支払っている受水費について、岡山市の契約水量（基本水量、責任水量）や企業団全体の水需要計画の見直しを求めること。
- ②企業団が2期計画を中止できるよう、条件整備を国や県に求めること。

6 子どもの健やかな成長のために

(1) 「こどもまんなか社会」の実現をめざして

- ①子どもの権利保障の実効性確保のために、子どもにとって、相談でき、思いを代弁し、権利救済する役割や、行政を監視・評価する等の役割を持つ独立した第三者機関を設置すること。
- ②子どもの権利条約について、条約全文を全ての子どもに配布すること。全ての学校・園で学べるようにすること。
- ③子どもに関係する政策の立案に際しては、子どもの声を積極的に聞く仕組みを構築すること。
- ④公園等について、子どもから遊べないとの声が上がっている現状に鑑み、トイレの洋式化やボール遊びができるネット設置等を進めること。恒常的な清掃や草刈りなどについても、地域の実情に応じて市が直接行うこと。
- ⑤物価高騰等も考慮し、奨学金の充実を図ること。
 - a) 給付型奨学金は、低所得対策にとどまらず、対象及び額を拡充すること。
 - b) 各種貸与型奨学金の返済支援を行うこと。
- ⑥「日本版DBS」制度において必須でなく任意認定や対象外となる事業者についても、市として何らかの対応を検討すること。

任意認定…認可外保育施設、放課後児童クラブ、民間学習塾など
制度対象外…個人の家庭教師、ベビーシッター、ファミサポなど

(2) 就学前教育・保育について

- ①各地域で歩いて行ける範囲に市立園を確保するために、これ以上の市立幼稚園、保育園の廃止・民営化を行わないこと。
- ②定員が300人を超えるような大規模園について、保護者や職員、関係者などから「普段の散歩に行けなくなった」「運動会が集団演技ばかりになった」「異年齢交流が減った」など、保育の後退の状況を指摘する声があることを踏まえ、市立園の統廃合によってできた民間の大規模園についても、移行前後の変化や子どもへの影響について、把握し検証すること。
- ③保育園の給食は保育と一体のものであり、幼児教育・保育の無償化の流れの中で、副食費を無償にすること。
- ④市立園における画用紙や色紙などについて、徴収をやめること。共有して使う保育材料は公定価格に含まれており、内閣府のQ&Aでも日常的な保育で使う教材の費用については保護者から徴収しないとされていることから、不当な徴収の疑いがある。
- ⑤保育士を増やす施策を強化すること。
 - a) 児童の成長発達や安全確保と労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点から、保育士の配置基準の引き上げを国に働きかけるだけでなく市独自でも行うこと。特に0歳児2：1、1・2歳児5：1は速やかに実現すること。配置基準については、幼稚園のようなクラス制の考え方に立つこと。
 - b) 市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。
 - c) 市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。
 - d) 私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。市独自の施策については、継続し拡充すること。各種の補助については実人員の確保につながるよう制度改善すること。
 - e) 看護師を保育士の配置基準に含めずに専任で、全園に配置すること。
 - f) アレルギー対応を強化すること。
- ⑥年度途中の入園を円滑に行えるよう、年度当初から定員分の保育士を確保する私立園に対し、他市事例を参考に人件費分を補助すること。(広島市の「定員払い制度」)
- ⑦認可保育施設での夜間・休日保育を拡充すること。

(3) 「保育園に入れぬ子」ゼロをめざして

- ①「隠れ待機児童」とも呼ばれる未入園児童は692人と増えており、岡山市において「保育園に入れぬ子」問題はまだ深刻である。未入園児童が多い地域では、認可保育園での受け入れ増をはかること。
- ②認可保育園に申し込んでも入園できず、やむを得ず特認登録保育施設や企業主導型保育施設等を利用する児童は、待機児童から外さないこと。
- ③3歳児保育を全ての市立幼稚園で実施すること。需要があるところは定員を増やすこと。

④市立幼稚園で、できるところから預かり保育を実施すること。

(4) 障害児保育について

- ①公私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、拠点園と同等の人員体制と施設整備を拡充すること。入園希望が殺到している現状に鑑み、障害の種類によって対応が異なる点も考慮し、「拠点園」のあり方を見直すこと。
- ②重度心身障害児や医療的ケア児が、遠方の園に入らざるを得なくなることはないよう、各園において人員体制の拡充や施設のバリアフリー化を進めること。

(5) 病児保育を東区など各地域に増やすこと。そのために補助を抜本的に増額すること。

(6) 放課後児童クラブについて

- ①年度当初から待機児童が出ないように、施設整備と放課後児童支援員等の確保を行うこと。
- ②市立クラブについて
 - a) 入所選考の際、保護者の勤務時間については、単純に時間の長短のみを見るのではなく、日中の短時間パートであっても夕方の勤務時間帯中に児童が帰宅する場合には、児童福祉法に言う「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」であるとみなし、考慮に含めること。
 - b) 待機児童のいるクラブであって、転入や保護者の就労などによる場合は、年度途中でも入所申込を受け付けること。途中入所の選考にあたっては、認可保育園と同様に、保育の必要度の高い順に入所できるようにすること。
 - c) 行事や手作りおやつなどの体験を充実させること。保育内容は、発達保障の観点に沿ったものにする。
 - d) 前項の観点で、市立化の検証を行うこと。
 - e) 総支給額が初任給で14万円台では若者が職業として選べない。支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。その際、市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。
 - f) 人員確保の観点から、支援員の駐車場の確保を進めること。
 - g) 待機児童の解消を待たずに、毎週土曜日開所について、クラブごとの状況を把握し、可能なところから実施すること。
- ③作業療法士の派遣を具体化すること。
- ④届出済民間クラブに対して、人件費にも使える継続的な運営補助を行うこと。
- ⑤届出済民間クラブ以外の類似施設について、保護者と子どものニーズの受け皿になっている場合もあることを踏まえ、市として実態把握をするとともに、移行支援を行うこと。
- ⑥各クラブの実情に応じて、宿題等の支援に柔軟に取り組めるようにすること。

(7) 子ども貧困対策を強化すること。

- ①子ども貧困対策に特化した課や係を設け、独自の推進計画を立てて進めること。
- ②市として子どもの権利を擁護する立場にたち、支援者を支援する観点から、居場所づくりなどのNPO団体への支援を強化すること。具体的には人件費への補助などを行うこと。
- ③就学援助は、物価高騰などで経済的圧迫が強まっている現状に鑑み、生活困窮家庭の実情を踏まえたものに改善すること。
 - a) 認定基準を引き上げること。補助額も引き上げること。
 - b) 随時申請、随時認定、毎月支給するようにすること。
 - c) 修学旅行、PTA会費等、国が示す費目の全てを実費で支給すること。
 - d) 修学旅行費は、他自治体の事例を研究し、旅行代理店への代理納付や前払いができるようにすること。
 - e) 新入学学用品費は、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。
 - f) 就学援助制度や生活保護制度において、通学に使用するかどうかに関わらず、自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を自己負担とならないようにすること。
- ④困難家庭への子育て支援をきめ細かく行うこと。

(8) ヤングケアラーについて

- ①家庭の状況把握に重要な役割を果たしていた家庭訪問を、全小中学校で実施すること。
- ②相談できる場所や子育て家庭訪問支援事業等の広報を抜本的に強化し広報すること。
- ③全ての窓口職員に対して、ヤングケアラーの観点を持つための研修を行うこと。
- ④不登校支援にヤングケアラーの視点も盛り込むこと。福祉部門との連携を強化すること。

(9) 妊産婦支援について

- ①産前・産後ケアについて、レスパイトを充実させること。宿泊ケアの利用可能日数を増やし、他の兄弟姉妹の預かりを行うこと。宿泊も日帰りも、対象を就学前まで広げること。利用可能対象を拡充すること。多胎児について料金負担軽減をはかること。
- ②多胎児の出産・育児への支援を強化すること。多胎児や貧困家庭の育児ヘルパーについて、シルバー世代産前産後応援事業とは別に制度化し、専門的資格のあるスタッフを派遣できるようにすること。対象も就学前までに拡大すること。
- ③産後ケア事業に理学療法士を活用できるよう条件整備を進めること。
- ④不妊治療について、経済的負担を軽減すること。
- ⑤さんさん育児相談事業について、保護者同士の交流などの意義を再認識し、以前の開催形式に戻すこと。具体的には、予約しなくても参加できるようにすること。

開催場所と日程を増やすこと。

(10) 児童虐待の防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。

①この先、二度と児童虐待死事件を起こさせないとの強い決意を持ち、体制や仕組み、職員意識など全てにわたって抜本的な見直しをはかること。

a) 「軽度」を含む全ての事例について、当該児童を定期的に必ず現認すること。状況の変化を踏まえた支援方針見直し後にどのような体制を取っているか、面談やケース会議の実施状況（件数や頻度など）を示すこと。

b) DVの要素を含む場合が多いとの視点を、全ての職員が持つこと。全ての相談員、窓口職員には研修を行い、チェックシートやマニュアルを共有し、徹底すること。DV防止・被害者支援の担当者をケース会議等の構成に含めること。

c) 虐待の程度や緊急度の判断や判断の変更を的確に行えるよう、人員体制を拡充すること。

d) 地域の各種組織との連携を強化し、適切に情報共有し、事例の早期発見、漏れの無い見守りなどを各地域で構築すること。特に学校については、民生委員等から個人情報保護をたてに十分な連携ができていないとの声がある。全校で対応方針を徹底すること。ケース会議のメンバーに必要な応じて民間支援団体を加えること。

②こども総合相談所および地域こども相談センターについて、人員の拡充および質の向上を、早急かつ計画的に取り組むこと。

a) 管理職は、専門資格を持つ経験者を配置すること。

b) こども総合相談所の人員体制は、対応ケース数の増加傾向も踏まえ、児童福祉司1人あたり40ケースを目指して、増員計画を立てること（2023年度は1人あたり53ケースだった）。その際、異動で一時保護所等の体制を弱める手法を取るのではなく純増をはかること。

c) スーパーバイザーは、専門資格を持つ者を担当ケース無しで配置すること。

d) 有資格者は正規で配置すること。

③保護課及び一時保護所について、子ども達に対して丁寧で専門的なかわりが必要であり、体制の見直しと拡充を進めること。

a) 専門職について、国基準を上回る配置に努めること。

b) 保育士は経験者で専門的な知識を有する者を配置すること。

c) 日中も夜間も、国基準の人員には学生アルバイト等や非正規を含めず、正規職員で配置すること。

d) 被保護児童に対して、権利を丁寧かつ十分に説明すること。「子どもの権利ノート」は、年齢を問わず全ての子どもに渡し、活用すること。

e) 子どもの意見を第三者が頻繁に聞ける仕組みをつくること。

f) 「一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価報告書（R5.3月）」での指摘事項を全て改善すること。

④善隣館について

- a) 館長には行政職ではなく専門職を充てること。
- b) 経験豊富なスーパーバイザーを配置すること。
- c) 閉鎖的になりやすい施設であることを踏まえ、所管課とこども総合相談所は、入所児童に対して定期的なヒアリングを実施し、意見箱の声は直接全て把握し、対応していることが児童に伝わるように工夫すること。
- d) 地域に開かれた施設にするために、地域住民やボランティア、NPO団体などを含む運営委員会を設置すること。
- e) 抜本的な老朽化対策をとること。

(11) ファミリーサポート事業について

- ①低所得者割引や多子割引など負担軽減をすること。
- ②支援者側を増やす工夫を強めること。
- ③研修や利用登録手続を平日・日中以外にもできるようにすること。

7 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1) 全ての子どもに行き届いた教育を進めるために

過度な競争教育や管理型教育の弊害が、国際機関からたびたび指摘されている。市と市教育委員会には、子どもたち1人1人が自分らしく成長していけることを、公教育の中でいかに保障するかという課題意識に立ち、「誰一人取り残さない、誰もが自分のペースで成長していける」というメッセージを発することと共に、以下各項の実現をはかるよう求める。

- ①2024年度及び25年度の定数内、教科、産休育休代替の欠員状況を明らかにすること。
- ②教職員が安心して働けるよう、教職員定数の抜本増を国に強く求めること。
- ③政令市間でも極めて低い教員の定数内正規率を上げること。非正規担任率について、現状を明らかにすること及び縮小・解消に向けた考え方と方策を示すこと。
- ④支援学級の子どもも含めた人数で35人以下学級を編成すること。
- ⑤中学校についても、国動向を待たず市として速やかに35人以下学級を実現すること。
- ⑥教職員の精神疾患による病休について、状況の推移及び改善方策を示すこと。
- ⑦教員不祥事が相次ぐ現状で、綱紀粛正や研修だけでなく、過度な評価制度を見直し、高ストレス環境を改善して、支えあう「チーム学校」をめざすこと。

(2) 学校給食について

- ①学校給食は、義務教育無償の大原則に基づき無償化すること。少なくとも、この間の物価高騰分は市が負担し値上げしないようにすること。文部科学省も自治体負担が望ましいとしている燃料代は、恒久的に市負担とすること。

- ②調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。
- ③新岡山学校給食センターは、費用が当初の想定から激増した原因や経緯を検証すること。配送校は増やさないこと。
- ④全校直営での調理に戻し、調理員の正規雇用を増やすこと。
- ⑤給食食材の地産地消率を抜本的に引き上げること。産地調査は、現在の1校だけの調査ではなく、市内全体の数値を把握し公表すること。地産地消の程度を単価に左右されずに把握するためにも、食材数ベースでも把握すること。
- ⑥他市や民間の事例を研究するなどして、岡山市学校給食会が食材調達のために農家と契約する仕組みを構築できるようにすること。
- ⑦食育推進協力者制度を学校だけでなく地域にも周知を図ること。取り入れる学校を増やすこと。その際、学区の縛りはつけないこと。

(3) 学校給食費の徴収について

- ①保護者に求めるのは、学校給食の申し込みと口座登録だけにする。
- ②給食費を滞納した場合に児童手当等から徴収することについてあらかじめ同意を一律に求めるのをやめること。児童手当から徴収できるようにすることは、児童手当制度の本来の趣旨に反する。
- ③滞納した場合には、家庭の経済状況などを考慮した対応を行うこと。

(4) 総合教育会議と教育大綱について

- ①総合教育会議の政治的中立性を保つこと。
- ②教育大綱について、全国学力・学習状況調査や岡山っ子アセスの成績を指標にして子どもたちや教員を駆り立てないこと。テストに関わる具体的な数値目標を立てないこと。
- ③教育大綱には、子どもの意見を聴き、反映させること。
- ④「選択と挑戦を繰り返す」は、掲げるのをやめること。「挑戦」できない子に間違ったメッセージを送りかねない。

(5) 全国比較するテストでなくても子どもの理解度をはかることはできる。岡山市学力アセスは中止すること。全国学力テストには参加しないこと。生活習慣や学習状況に関する調査は、別途行うこと。

(6) 平和教育について

- ①教育委員会として、平和学習を重要事項として全学校で位置付けること。
- ②義務教育期間中に全員が1度は空襲展示室を訪れて学習できるようにすること。見学バスの費用補助など、支援メニューをつくること。
- ③学校現場に自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。

(7) 不登校支援について、全ての子どもに教育を保障する立場に立つこと。

- ①不登校が増えている状況を直視し、学校の課題を検証すること。
- ②子どもが行きたくなくなる学校づくりを進めること。子どもが多様化する中で競争型、管理型の日本の教育の弊害が国際機関からも指摘されている。
- ③遠隔支援も含め、実質的な学びの保障を強化すること。オンラインは早急に双方向型を確立すること。
- ④校内支援教室を全校に広げること。試行の3校は継続すること。
- ⑤不登校支援員の専門性の向上、処遇改善をはかること。
- ⑥児童生徒支援教室は、職員の正規化など質の向上をはかること。
- ⑦不登校出現率と相関関係があると考えられることから、家庭支援率の高い学校には専門職を専任として配置すること。
- ⑧地域のこども食堂や学習支援などを行っている民間支援団体とも積極的に連携し、居場所確保をすすめること。
- ⑨フリースクールの利用費用の支援を行うこと。

(8) 家庭支援の充実について

- ①スクールソーシャルワーカーが足りていない。増員を計画すること。「学校と福祉をつなぐ」ではなく、学校現場に居て子どもの背景にある家庭を直接支援する福祉の専門職が必要である。
- ②スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。経験の蓄積と専門性の向上が重要であり正規化すること。
- ③家庭でオンライン学習をする際に貸し出すWi-Fi機器の通信料金は、公が保障すべき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。

(9) 学校現場での性教育について

望まない妊娠、若年妊娠の背景として、子どもたちに、自分の心身に関する知識が不足し、自分自身を大切にすることを学ぶ教育が足りていないことが指摘されている。自らの人権と健康を守るうえで、からだと性を学ぶことは不可欠との認識に立ち、以下事項の推進をはかること。

- ①包括的性教育について
 - a) ユネスコが提唱する包括的性教育は、月経や射精、妊娠・出産の仕組みに限らず、人間関係やジェンダー平等、性的同意、コミュニケーションなど様々な要素を含んでいる。この視点を学校教育に取り入れる方針を市として持つこと。
 - b) 子どもの発達を踏まえ9年間を見通した計画を立てること。
 - c) 特に日本の学校教育で足りていないと指摘されている避妊について、外部講師に来てもらうなどして、全校で具体的に教えること。アフターピルについても教えること。
- ②「性と生殖の健康と権利」を学校教育の中で位置づけること。教育現場で教えること。

- (10) 生理用品は、トイレトペーパー同様に必需のものであり、ジェンダー平等を学校現場でも徹底するために、トイレに常備すること。
- (11) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」およびその指針に基づき、計画を策定すること。未然防止や発生時の調査などに対応する常設の委員会を設置すること。
- (12) 過大規模校の、運動場の広さが足りず、時間や曜日を制限されて児童生徒が安全にのびのび遊べない等の課題は人権侵害であるとの認識を持ち、解消に向けて早急に対処すること。
- (13) 岡山っ子スタート・サポート事業について、1年生が複数クラスある学校では毎年必ず全クラスに配置できるようにすること。前年には配置されていたのがゼロになるのは大変との学校からの声がある。
- (14) 図書館司書及び栄養職員は、全ての市立学校に正規で配置すること。
- (15) 学校のトイレの100%洋式化をめざし必要な予算を確保すること。「既存学校施設のバリアフリー化改修基準」を改定し、近年の改修時に設置されたものや3階以上のものを含め、全ての和式便器を洋式化すること。
- (16) 体育館に常設型のエアコンを速やかに設置すること。
- (17) 医療的ケア児への学校での支援は、家庭でも関わっている看護師が行えるようにすること。
- (18) 部活動の地域移行にあたっては、教員の働き方改革を考慮し、手当を拡充すること。教育的側面を大切にすること。家庭の経済的負担を増やさないこと。
- (19) 制服は、性的多様性に対応でき、人権に配慮したものとなるようガイドラインを示すこと。児童生徒の「自主性」にすり替えることなく、人権に関わる問題だとの視点を持ち、教育委員会として責任をもって取り組むこと。
- (20) 後楽館高校の生徒が使用するタブレットを無償化すること。
- (21) 市立夜間中学について
- ①在籍年限は、個別の状況に応じて慎重に検討すること。
 - ②教職員の駐車場確保について、実情を踏まえ十分な数を確保すること。

(22) 公民館基本方針と公民館振興室について、開始から一定期間経ったことから、あり方について検証すること。

(23) 市立図書館は、将来にわたって民営化しないこと。

(24) 統一協会やその関連団体のイベントを後援しないこと。情報収集を怠らないこと。

8 地域の農林水産業を持続可能なものとするために

(1) 以下を国に求めること

①食料自給率を50%へ早期に回復し、60%をめざすこと。

②農業の価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

③水田活用の直接支払交付金について、要件厳格化や飼料作物転換補助の大幅削減をやめ、拡充すること。

(2) 岡山中央卸売市場について

①あり方の検討にあたっては、市場未来会議の議論を広く知らせ、市民的関心を高めながら進めること。

②施設改修に際しては、一般会計から事業会計に対して適切な支援を行うこと。

③地場産品の供給と普及に、特に力を入れること。

(3) 有害鳥獣対策を強化すること。

①イノシシの個体数を減らす計画を立てること。近隣自治体等と連携を図り、実態把握を含めた総合的な対策を検討すること。

②他市事例を参考に、防護柵の維持管理や草刈りなどへの補助制度を設けること。

③ジビエ等利活用策について、市として補助事業化することを含め、多面的に研究を進めること。

④狩猟免許の取得費用を支援すること。

(4) プラスチック被覆肥料について、海洋流出してマイクロプラとして環境汚染につながることを啓発すること。水田からの回収・流出防止対策や別肥料への切り替えなどについて、市として補助制度をつくること。

(5) 資材支援、肥料費への支援に取り組むこと。

(6) 50戸連たん制度の廃止に伴い、猶予期間の駆け込みが想定されるが、優良農

地の保全の立場を堅持すること。

(7) 農林水産振興アクションプランに学校給食を位置づけ、農業振興と学校給食における地産地消の推進をはかること。

(8) 有機農業の普及拡大をめざし、支援策を強化すること。有機食材について、消費者への理解や利用の促進にむけた啓発に取り組むこと。

9 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

(1) 市街地のスプロール化抑制の観点から、20戸連たんの対象地域についても、農地の市街化は抑制すること。

(2) 「岡山市企業用地の確保に関する運用方針」の運用にあたっては、農地の確保に留意すること。

(3) 市街地で放置されている空き家への対応について

①利活用・再生を抜本的に促進するための仕組み、制度を構築・拡充すること。

②所有者の一部が不明なことにより、利活用や除却が困難となって放置された空き家が増えていることについて、国に対策を求めること。市としても、必要な対応を急いで取ること。

③中古住宅の利活用促進のためのインセンティブを設けること。

(4) 市街地再開発事業は、人口減少社会を見据えて、市として計画性を持ち、個々の事業の採算性について市の財政負担を考慮し、年度ごとの限度額を設定すること。建設費やマンション需要の動向を市として判断し、事業の中止も視野に入れた検証をすること。

(5) 公共交通について

(全般)

①交通政策について

a) 市民の移動権を守る立場に立ち、交通不便地域の20万人を解消していく政策と計画を立てること。スケジュールを具体化したアクションプランも立てること。

b) 自動車分担率を下げる数値目標を立てること。

②地域公共交通維持のための恒常的な予算を抜本的に増やすこと。

③バスの市内路線を維持するための予算を創設すること。周辺路線を復活させること。

- ④バス路線再編は、市がイニシアチブを發揮して、早急に具体化すること。バス路線再編をこれで終了とせず、住民要望に応じて更なる路線拡充を進めること。
- ⑤ふれあい号を住民の交通手段の1つとして活用できるようにすること。
- ⑥吉備線沿線において、LRT化議論とは切り離して、フィーダー交通の整備を進めること。

(利用者・事業者支援による公共交通充実)

- ⑦高齢者、障害者、妊婦などに対して、福祉施策、外出促進、物価高騰対策などの面から、タクシーチケットの配布など交通費用への助成を行うこと。
- ⑧学生割引、通勤割引、高齢者や障害者割引について、事業者に対して市が財政的支援を行うこと。
- ⑨デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担の完全解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。
- ⑩岡山、高島、上道、法界院、庭瀬の5駅のバリアフリー化を早急に具体化すること。

(6) 生活道路等について

- ①要望から改善まで時間を要している現状に鑑み、補修・改善が速やかに進むよう予算と体制を拡充すること。
- ②歩道の改修・整備や点字ブロックの改修・延伸などとあわせて、バリアフリー化を促進すること。
- ③改修に際しては、歩道・自転車道と車道の段差解消のための計画をつくること。

(7) 自転車の安全対策と利用促進について

- ①公道における自転車道の整備を促進すること。
- ②自転車用ヘルメットについて、購入費用を補助すること。
- ③自転車保険の費用を補助すること。

(8) 市営住宅について

- ①空き住戸の改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。
- ②全体の管理戸数について、高齢者の民間賃貸住宅への入居困難性を十分ふまえ、将来の必要数を十分に精査し、これ以上減らさないこと。
- ③高島市営住宅の入居者と近隣住民に、建て替えの説明と意見聴取を早急に行うこと。
- ④共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。
- ⑤火事や措置用の住居について、冷暖房を含め生活に必要な物品を備えるかレンタル費用を市が負担すること。消防局から入居者に必要な支援情報を提供すること。
- ⑥近年では民間賃貸住宅でもエアコンは備え付けが一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置を検討すること。
- ⑦入居者のしおり等で、災害発生時の対応や避難場所等の周知をすすめること。

- ⑧入居者の年齢バランスを考慮し、多様な層が入居できるようにすること。
- ⑨共有スペースの管理について、住民任せにしないこと。
- ⑩建て替え後の家賃上昇を抑制すること。
- ⑪住み替えの条件を緩和すること。
- ⑫一時的な収入により収入要件を超えた場合に、機械的に退去させることのないようにすること。
- ⑬駐車場は、若い世代や子育て世代の入居を想定して十分な台数を確保すること。
- ⑭移住定住促進のために、市内で現に就労しているかどうかに関わらず、市外現住者も市営住宅への応募を可能とすること。

(9) 芸術創造劇場について

- ①特に学生や福祉団体等の利用について以前の市民会館や市民文化ホールの時からどう変化しているか状況を示すこと。
- ②利用状況を見ながら、施設・設備の改善を進めること。具体的には以下について指摘の声がある。
 - a) トイレについて、位置が分かりにくい。トイレの表示が景観優先のため分かりにくい。
 - b) 中ホール内で通路として使える部分に段差があり、転倒等の危険がある。
 - c) 駐輪場について、ラックの間隔が狭すぎる。駐輪可能台数が少ない。

(10) 地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォーム制度を創設すること。50戸連たん制度廃止により影響を受ける建築業者等に対する支援策としても考えられる。

(11) 商店のリフォーム助成制度については、商店街振興としてだけではなく、個店の営業継続支援という政策の面からも制度を創設すること。

(12) 斎場については、岡山市民にとって将来必要な炉数の計算を、現在の実績を踏まえて、再度行うこと。

(13) 北斎場について、周辺環境への影響調査と住民への説明を継続すること。

10 自然・生活環境を守っていくために

(1) 二酸化炭素実質排出削減の2030年の目標を国並みではなく、より引き上げること。

(2) 市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップの進行状況

を明確に示すこと。

(3) 「再エネ100宣言 RE Action」の実現をめざして

- ①市有施設の再生可能エネルギー導入の取り組みが非常に弱い現状を直視すること。進捗を示すこと。
- ②全体として電力の自給自足ができるよう、全ての市有施設に再生可能エネルギー発電設備を設置すること。全庁的な指針を示し、導入計画を立てること。
- ③未利用地を太陽光発電等に活用すること。
- ④蓄電池の導入目標を立てること。

(4) 市民の再エネ、省エネの導入促進について

- ①住宅の太陽光発電や各種の省エネ機器等の設置数目標や節電目標を抜本的に引き上げること。
- ②引き続き、導入促進のための補助について、予算枠を理由に打ち切ることがないようにすること。
- ③蓄電池、太陽光発電について、重点的に補助率を拡充すること。
- ④住宅の断熱化を抜本的に促進すること。
- ⑤中国電力に、太陽光発電の買取拒否（出力制限）をしないよう申し入れること。

(5) 市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡充すること。利用低迷の状況を分析し、制度の改善を進めること。

(6) ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、取り組みが拡大するよう市として独自支援を行うこと。

(7) 焼却場について

- ①将来的に2カ所体制をめざすこと。焼却ごみを無くしていく目標を持つこと。
- ②施設の管理運営について、技術継承のために直営部分を残すこと。

(8) 生ごみは再資源化をめざし焼却しないこと。

- ①事業系生ごみの再資源化について、民間施設の活用を図る観点から、運搬費用の助成などのインセンティブを設けるなどして促進すること。
- ②学校はじめ市有施設から発生する食品残さや市場から発生する生ごみは、積極的に再資源化すること。
- ③市としても再資源化施設を整備すること。

(9) プラスチックの分別回収について

- ①プラ資源を含め、現在の市の資源化率の目標は抜本的に引き上げ、将来的には100%を目指すこと。

②分別の意義、CO₂排出削減や資源再利用の効果、中間処理後にどう活用されているかなど情報提供し、啓発を強化すること。

(10) 家庭系ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務としてごみ袋を無料に戻すこと。せめて、値段を引き下げること。

(11) 有料ごみ袋について、バイオマス原料の配合割合を引き上げること。

(12) ごみステーションの設置を促進すること。

①道路の安全確保や環境美化の観点からも、路上の回収場所はステーションに転換すること。ステーションを設けられるよう支援すること。

②補助を増額する、市有地を提供するなど、設置しやすくすること。

(13) 粗大ごみは、無料回収日を設けること。

(14) ふれあい収集について

①家庭系ごみについて、対象に精神疾患を含めること。

②粗大ごみについて、引きこもり等障害者手帳の無い場合でも第三者証明などで柔軟に対応すること。

(15) 事業系ごみについて。

①処理費用は100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。

②事業者に分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。分別徹底と再資源化促進のために、展開検査を強化すること。

(16) 産廃について

①産廃行政を、実務的な手続きだけのこととせず、良好な水源の保全、自然環境や住民の生活環境を守る立場にたって進めること。

②市内にはすでに多数の産廃処分場が立地している。これ以上産廃処分場を増やさないとの政策的立場に立つこと。

③水源保護条例を制定すること。

(17) PFAS問題について

①水質検査を、回数を増やして行うこと。県とも必要に応じて連携を強化すること。

②影響と原因を把握するために、水と土壌の調査個所を増やすこと。

(18) 大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。

(19) 川ごみ・海ごみについて

- ①県や関係市町村等と協力して実態把握に努めるとともに、削減の目標と計画を持つこと。
- ②製造者責任、販売者責任の観点で、責任分担するルール作りを進めること。自動販売機のそばに回収ボックスがない事例が散見されるので、指導を強めること。
- ③用水路等の浮遊ごみについて、住民の力では取り除きにくい場合は、市の責任で回収すること。

(20) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(合特法)にもとづく代替業務はただちに終結すること。

(21) し尿処理手数料について、低所得者の負担軽減を行うこと。

(22) 下水道事業について

- ①企業会計を熟知した職員の育成につとめること。
- ②下水道の敷設は、コンパクトシティの観点から、現計画以降は拡大しないようにすること。合併浄化槽で対応することとし、所要の補助を拡充すること。
- ③公共下水道整備済みの地域における未接続の解消対策を行うこと。

(23) 野犬対策について、地域住民の相談に丁寧に対応し、積極的に捕獲すること。餌やりをしている人への啓発や指導をさらに強化すること。

(24) 地域猫事業について、補助単価を抜本的に引き上げること。

1 1 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

(1) 「同和問題」に対する市の対応について

- ①「今後における同和問題解決の基本方針」は差別の固定化につながるものであり、「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」に含まれていることから、速やかに廃止すること。
- ②同和問題による人権侵害の発生が近年では極めて少数であるにもかかわらず、頻発しているかのように過大に扱うのをやめること。「広報」や「啓発」することが新たな差別を生むという認識を持ち、対応を改めること。当局には、実態と現状を冷静に把握し対応することを求める。歴史的事実を伝えていくことと、現在人権が実際に侵害されているのかどうかという事実とは、区別しなければならない。

(2) 「人権問題に関する市民意識調査」において、誤解を生じさせる設問を変えること。現設問では、ずっと以前に見聞きしたことであっても「ある」との回答を誘導

しやすく、現に人権侵害が起きているかのように誤認識を生じさせる。「同和問題」で交際や結婚に関して「知っている、聞いたことがある」という設問は、「ここ数年で実際に発生したことを知っているか、実際に経験したか」を聞くようにすること。外国人、ハンセン病元患者、H I V感染者等についても同様に変えること。

(3) 「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」の第二次改訂にあたっては、以下を反映させること。

- ①実際に起きている深刻な人権侵害であり、市民意識調査でも数値が高いハラスメント、外国人差別、ネット上の誹謗中傷などへの対応が優先されるよう、上位に位置付けること。
- ②それぞれ制定作業中の「岡山市こどもの権利に関する条例」「岡山市こども計画」「岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」の概念を明確に位置づけること。
- ③未成年後見人制度を位置づけること
- ④子どもの意見を聴く仕組みづくりの重要性を盛り込むこと。

(4) 「岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画」を実効性あるものとするために、策定に際して以下を反映させること。

- ①「女性支援新法」及び市の支援計画の理念に基づき、女性相談員は計画の主管課直属とすること。県配偶者暴力相談支援センターとも人事交流をすること。
- ②実際に支援活動を支えている民間団体がバーンアウトや資金難で活動途絶することのないよう、柔軟な補助体制、委託事業の拡充、研修の無料実施、交流等に力を入れること。
- ③抜本的に予算を拡充すること。
- ④策定後も、計画の見直しは柔軟に行うこと。
- ⑤若年妊娠や高リスク妊娠を計画に位置づけ、支援を進めること。

(5) DV被害者支援について

- ①配偶者暴力相談支援センターの人員体制を拡充すること。相談員は、専門職として長期的な視点を持って育成すること。DVの専門家として、児童虐待など様々な部署にアドバイスできる人材を育成すること。正規化すること。
- ②被害者の自立まで一貫した支援ができるよう市として責任を持つこと。
- ③シェルターは、緊急避難シェルター機能と長期支援を要するステップハウス機能を明確に位置づけること。シェルター維持に関わる費用は、利用者の有無にかかわらず固定費を補助すること。運営に関わる民間団体について、補助体制を強化すること。男性シェルターも確保すること。

(6) DV加害者の更生支援について、更生プログラムを具体化し実施すること。民間団体との連携も視野に入れて取り組むこと。

(7) 性暴力被害者支援について

- ①市民病院が主体となって、民間団体とも連携しつつ、ワンストップ相談窓口を設け、24時間対応できるようにすること。
- ②被害者がアフターピルをどこで入手できるか、市として積極的に広報すること。
- ③性暴力被害者の支援団体と連携を強化すること。支援団体が運営継続できるよう資金支援すること。

(8) 仁愛館について

- ①「女性支援新法」を踏まえ、DVに限らず単身女性の入居や支援もできる施設にすること。
- ②自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。運営体制は柔軟に考え、実効性をより高めること。
- ③入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。
- ④夜間や休日にも職員を配置すること。

(9) 3丁目ユースクリニック事業を拡充し、必要な予算をつけること。広報を強化すること。

(10) 生理用品を市有施設のトイレに常備すること。

(11) 「女性が輝くまちづくり推進課」の名称は、性の多様性やダイバーシティ、性被害やDV被害が女性に限らない中で、女性に特化されるべきでない政策をすすめる観点から、変更すること。

(12) パートナーシップ宣誓制度について、同居する子どもなどの権利も擁護するファミリーシップに拡充すること。自治体間連携を強化すること。同様の制度が広がるよう岡山県にも働きかけること。

(13) 選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。

1 2 岡山市の行政のあり方について

(1) 地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。中学校区単位での全世代型・全課題対応型出張所(※)を設置することで、市民サービスを身近で迅速に提供できるようにすると共に、本庁機能の縮減でトータルコストを低減させ

ること。(※高齢者、子育て、障害児・者、まちづくり、防災の機能を備えたもの)

(2) 職員体制について

- ①職員は正規を基本とすること。特に新型コロナで顕在化した課題を踏まえ、職員体制は大規模災害や感染症の蔓延に対応できるものとする。
- ②特に以下の職種については、必要数を速やかに全て正規化すること。
 - a) 公民館職員
 - b) 保育士
 - c) 図書館司書
 - d) 栄養職員
 - e) 保健師
 - f) 児童福祉司
- ③「官製ワーキングプア」を生んでいる現状を直視し、非正規職員の処遇を直ちに抜本改善すること。
- ④不払い残業・持ち帰り残業とならないよう、残業手当を支給すること。特に短時間勤務の非正規職員について、適切に支給するとともに、支給されるようになったことと申請方法についての周知を十分行うこと。必要な予算を確保すること。
- ⑤男性の育児休業について1週間以上取得の目標を85%に引き上げるにあたっては、10割収入保障の日数も増やすこと。また、市長部局以外についても現状維持ではなく目標割合を引き上げること。

(3) 平和の課題に対する市の取り組みについて

- ①空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。
 - a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。
 - b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。
 - c) 専任の学芸員を正規で置くこと。展示品の説明をできるボランティアの配置を進めること。
- ②自衛隊の軍備が増強され実戦訓練が増えているもとの、市民向け行事等においても武器(地对空ミサイル等)の展示が行われている現状に鑑み、市主催または市有施設を使用しての行事において、自衛隊の出展を認めないようにすること。

(4) 機構について、全庁的にあり方を検討し、必要な見直しを行うこと。具体的には、以下について取り組むこと。

- ①保健福祉局の業務量の膨大さに鑑み、分割や担当局長の増員など様々な手法を検討すること。また、保健所については保健福祉局から独立させること。
- ②事業者指導課について
 - a) 1,000以上の障害福祉施設を6人体制で指導監査する状況は異常と思える。対象事業所の増加に応じた人員体制に拡充すること。
 - b) 毎年監査に行く、監査の間隔を短縮する、抜き打ちの実地監査をするなど、

監査を強化すること。

③平和行政は福祉援護課から分離させ、専任の部署を設けること。

(5) 投票率向上に関して

①突然の総選挙の実施も想定に含めて、関係業者と協議しておくこと。

②当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすること。

③期日前や当日の投票しやすい環境整備を進めるために

a) 投票場所を大型商業施設や大学等に設置すること。

b) 移動投票所や移動支援の導入を積極的に検討すること。

c) 市役所本庁舎では全区の期日前投票ができるようにすること。

④障害者等の郵便投票制度について、対象者の拡大など制度拡充を国に求めること。

(6) 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけの分を提供するようにすること。

(7) パブリックコメントについて

①「岡山市パブリックコメント手続実施要綱」(類似を含む)は、2010年に制定後見直しが行われていないが、IT技術の発展や市民意識の変化などがあることから、必要な改正を行うこと。

②「広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ること」という制度の本旨にのっとり、パブリックコメントの対象を狭めず積極的に実施すること。

③募集期間について、「30日間程度」は「30日以上」とすること。期間中に年末年始や連休などがある場合は、その分を考慮して期間を長めにとるようにすること。

④それぞれの実施にあたって、全庁で統一的な対応ができるようにすること。

⑤公表の場所について、市民の利便性を考慮し、地域センター、支所、公民館、ふれあいセンターなど全ての市有施設を明記すること。

⑥提出方法について、入力フォームを明記すること。

⑦周知について、市公式SNSやデジタルサイネージの活用、市の広報番組を含む一般メディアの活用、行事等での呼びかけなど、より積極的に行うこと。

(8) 公益通報の窓口について、消費者庁のガイドラインを踏まえ、公益通報者を守ることを大前提に、弁護士等を配置した第三者機関としての内部公益通報受付窓口を早急に設置すること。

以上